

# 議 事 録

会議体の名称	第 3 回板橋区公契約の在り方検討委員会	
事務局(担当課)	総務部契約管財課	
開催日時	令和 8 年 5 月 12 日(月)14 時 00 分～15時51分	
開催場所	板橋区役所南館 4 階 災害対策室	
出席者	委 員	板橋法曹会弁護士 中重 克巳 (委員長) 東京都社会保険労務士会板橋支部顧問 前田 昭博 (副委員長) 元大東文化大学経済学部社会経済学科教授 中島 正人 (一社)板橋区建設業協会相談役 黒木 修 板橋管友会副会長 木村 隆司 東京商工会議所板橋支部副会長 瓜生 一仁 全建総連東京都連板橋区協議会 平塚 浩章 日本労働組合総連合会東京都連合会 長谷川 俊之
	事 務 局	総務部長、契約管財課長
傍聴者	11 名	
検 討 内 容		
<p>○委員長</p> <p>定刻になりましたので、第 3 回、板橋区契約の在り方検討委員会を開催いたします。本日の傍聴者は11名でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第に沿って進めて参ります。初めに前回の検討委員会における検討内容の振り返りを事務局よりお願いいたします。</p> <p>○契約管財課長</p> <p>それでは事務局より、資料 1 に基づきまして説明させていただきます。</p> <p>まず前回の議題についてですが、大きく 2 つございました。</p> <p>1 つ目がアンケート調査の結果に関する点でございます。こちらが(1)(2)という形でお示しさせていただいております。アンケート結果に関する主な意見では、こちらに記載している内容の議論をいただきました。</p> <p>特に(1)の②のとおり、発注者も受注者も、事務負担が軽くなるような条例をつくる必要があると感じたという部分では、公契約条例の制定に向けての重要な部分かと認識してございます。</p> <p>その次の③最低制限価格制度の導入拡大についての強い要望が見られるといったところ、また、⑦本店指名はもちろんのこと、受注ができる金額に応じたランクの再構築が必要である。といったような公契約条例以外の入札制度そのものに関するご要望もあったと認識しているところでございます。</p> <p>また(2)アンケートから見える課題・要望といたしましては、①事務負担の軽減、②利益の確保、③最低制限</p>		

価格制度の拡大、④複数年契約における毎年の金額見直し、⑤予定価格と仕様書内容の整合性、⑥区内本店の優遇、⑦入札できる金額に応じたランク分けの再構築、といったような点を挙げていただきました。

これらの課題につきましては、公契約条例の制定に向けて、引き続き区のほうでもしっかり検討を深めていきたいというふうに考えている部分でございます。

2つ目に項番2の骨子案の検討についてです。

骨子案に対する主なご意見としましては、記載のとおりとなっておりますが、特に連帯責任に関する内容、また継続雇用の部分でご議論いただきまして、どちらも条例に盛り込む形で検討を進めていくこと、また、基本理念や労働報酬下限額の設定について確認いただいたところでございます。なお公契約条例の範囲につきましては、前回説明のみさせていただきます。本日の検討会でご議論いただく形になってございまして、この後の項目で改めてご説明申し上げます。

最後に、前回ご質問いただいた複数年度契約における公契約条例の適用方法につきましては、現在先行区に、実際どのような形で運用しているか確認を行っているところでございますが、現状確認している範囲では、基本的に公契約条例の対象となる複数年度契約であることを明示した上で、人件費の上昇分を見込んだ形で入札をいただいていると、そういったような運用をされているという形でございます。

そのため、労働報酬下限額は、契約年度の下限額が契約期間中適用され、万が一最低賃金はその額を上回った場合は、最低賃金が優先されるという形になろうかと思っております。

資料1につきましてはの説明以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。

第2回検討委員会の振り返りについてお話を今いただきましたが、これにつきまして、質問、確認、意見等ございましたらよろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。では先に進みます。

続きまして議題の2 公契約条例の適用範囲の検討につきましてご説明をお願いいたします。

○契約管財課長

議題の2に入ります前に、前回入札・契約制度につきまして多くのご意見いただいたところでございます。

先ほど資料の1でもご確認いただいたとおりです。

いただいた内容といたしましては、資料の2 骨子案の、1 ページ目の3 番、基本方針の(1)公契約の適正な履行及び良好な品質の確保、適正価格での調達を実現すること、(5)区内事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資すること、といったような項目で言及をいただいている部分でございます。

その他の委員の方からも、仕様をしっかりと見直すことでダンピングが防げる、といったご意見もいただきまして、(4)ダンピングその他不正雇用排除すること、などのように基本方針をまとめさせていただきます。

さらにこの基本方針の扱いとしましては、2 ページ目の、項番4、区の責務の項目において、基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し実施すると、区の責務をこのような形で示してございます。

前回いただいたご意見につきましては、この文言に含まれているといったことをご認識いただければと思います。

また、繰り返しになりますが、前回いただいた具体的な事項につきましては、今後とも、しっかりと検討して参るといったところがございます。

それでは、内容に参りたいと思いますので、骨子案の1ページ目をご覧ください。

第2回検討会におきまして検討保留となっております、項番2、定義の(3)公契約条例の対象となる契約の範囲について改めて説明申し上げます。

まず資料3、公契約条例制定区の一覧の資料をご覧ください。

こちら渋谷区から大田区までが一覧となっている資料として、前回資料から、労働報酬下限額が新たに判明したところなどを更新している資料となりますので、前回の更新版とお受け取りいただければと思います。

一番左の項目に対象契約という項目がございます。ご覧いただいているとおり、各区様々な設定をしております。集計を枠外に記載しておりますが、最も多い区分としては、工事で1億円以上、委託で1,000万円以上となっております。

板橋区におきましても、概ねこのあたりの線引きになるのではないかという想定を基に、資料4をお作りさせていただいたところがございます。

前回と重複するところになりますが、資料4をお出しいただければと思います。

工事につきましては予定価格が130万円以上の全入札案件を対象に、金額に応じて区分けをいたしまして、工事件数及び工事金額の割合を算出しております。

1億円を基準とした場合、工事費で見いただくと全体の79.2%。1億8000万円を基準とした場合、全体の66.2%が対象となるといった形で見いただければと思います。

事務局といたしましては、1億円を基準とする案をご提示させていただきます。

続きまして委託でございます。委託につきましてはかなりの件数があるため、対象を絞らせていただいております。

対象の考え方ですが、入札案件かつ総価契約であること、また契約額のほとんどが人件費であり、年間を通じて恒常的に履行する業務といったものを想定してございます。

具体的には、建物清掃、建物管理、人的警備、給食調理・用務、受付案内などを想定するところです。

こちらも予定額での集計となりますが、1,000万円以上、2,000万円以上、3,000万円以上といった形で表をまとめさせていただきました。

こちらも、委託費で見いただくと、1,000万円以上で97.8%、2,000万円以上で91.9%といったような数字となっております。

事務局といたしましては、1,000万円以上を基準とする案をご提示いたします。

また、対象となる契約につきましても、先ほど申し上げましたとおり、建物清掃、建物管理、人的警備、給食調理・用務、受付案内などの契約額のほとんどが、人件費である契約を対象にしたいと考えてございます。

続きまして指定管理者協定ですが、資料 5 をお開きください。

令和 8 年 4 月 1 日現在、板橋区における指定管理者制度導入施設、また、事業指定管理者、指定期間の一覧といった資料になってございます。

指定管理協定はこのような形で全部で 149 施設あるところでございますが、基本的にこちらの全てを対象にするといった形が、事務局案でございます。

この項の項目につきましてのご説明以上となります。

○委員長

ありがとうございます。ただいま、公契約条例の適用範囲についてお話いただきました。これにつきまして、何か質問や確認、意見等ありましたらお願いします。

○瓜生委員

今金額をお伺いして、委託が 1,000 万円以上、工事が 1 億円以上というのは適当な金額かと思うんですが、委託の場合、少額の案件については、最低制限価格というのが統一されていないため、物差しがないんです。2 年前の 2024 年の 6 月に入札に参加した物件なんですが、最低制限価格制度の対象だったか覚えてないんですけど、集会所の電気冷暖房の空調設備点検委託というもので、1 番札が 72 万 6000 円。

2 番札の会社が 185 万円でした。うちもこれ、200 万円近くで出してるはずなんですが、半値以下で応札されています。ダンピング防止という点では、ぜひともこの辺の物差しをはっきりさせていただきたいと。いわゆる 1,000 万円以下の契約の場合であっても、人件費というのは付き物であって、最低制限価格のライン引きをはっきりしていただければ、ダンピング防止にもなるんじゃないかなというふうに考えています。

○委員長

ありがとうございます。

何かそういうことも併せて考えていく必要があるということですね。

○契約管財課長

いわゆる委託への最低制限価格制度の拡充というところでは、先ほど確認をさせていただいた事業者アンケートからも、導入に向けた強いご要望をいただいたところなのかなと思ってございます。

また、国からの要請もございますので、そういったところを区としてもしっかり考えていかなければならないところであると思っております。

一方で、昨年度、契約管財課で 1,800 本の契約を締結しましたが、そのうち、1,200 本ほどが委託契約となっております。委託契約の件数が非常に多いといったところでございます。

それをどの範囲まで適用とするかといったところ、丁寧な検討を必要とするところかなと思ってございますが、最低制限価格制度を導入しますと、ご承知の通り、最低制限価格以下の応札は、即座に失格というところになります。適正な価格での発注といった形では先ほど基本方針 1 にも出させていただいてございますので、しっかりと、実施に向けての課題や具体的に考えていくべき内容等をブレイクダウンした上で、検討を深めて参りたいと思います。

○委員長

確かに資料1のアンケートから見える課題とも平仄(ひょうそく)が合ってるでしょうし、今回の公契約条例の基本方針とも平仄が合ってるということなので、ここで議論が出るのは当然なんだろうなという感じはいたします。

○平塚委員

今お話があったような形で、骨子案の目的の(1)適正な履行及び良好な品質を確保するという点については、契約の金額や内容ではなく、すべての契約に求められるものかなと思っております。

しかしながら区で処理できる件数などが、一定あるかなと思いますので、どこかで線引きをする必要はあるかなというふうには感じてますが、先ほど区の家で工事1億円、委託が1,000万円とありました。これは、工事の件数ベースで見ると、金額ベースで見ると、金額ベースでいくと、委託の場合1000万円だと90%以上、工事で90%以上になると5,000万円ぐらいのところは妥当かなというふうに感じますので、その辺の、事務局案の線引きの中身を教えていただければと思います。

○契約管財課長

今おっしゃっていただいたとおり、工事費割合で見ますと5,000万円以上で90%を超える割合になるといったところがございます。一方で、板橋区において建設工事等指名事業者選定基準といったものを策定しておりまして、土木、建築、設備工事ごとに予定価格の区分に応じた、格付の等級を定めてございます。

そういった中で、当該基準の見直しにつきましても先ほど資料1で言及いただいている部分でございますが、当該基準で1億円以上の案件といたしますと、A又はBの格付等級を持つ事業者が、対象になってくるといったところであります。

条例の運用に当たりましては、事業者側に一定程度の事務作業も必要となるといったところから、一定程度の規模を持つ、また体制が確保しやすいB以上の事業者を対象としてスタートしたいといったところで、案としてお示しさせていただいたものでございます。

○委員長

確かにそうですね。先ほど、こっちは工事費割合でご説明をいただいていたというところでのご発言だったと思います。ありがとうございます。

わかりやすく整理を今皆さんしていただければなというふうに思うところです。

○前田委員

今の平塚さんの質問に関連する部分なんですけど、いろんな本を読みますと、出来るところからやりなさいって書いてあるんですね。

また、件数でやるのが一般的じゃないかというのも出てくるんですね。

件数でいきますと工事が5,000万円、委託が1,000万円という金額になると思うんですけども、あんまり金額が下がってきますと、行政側の事務負担も大変ですし、事業者の事務負担も大変ですから、事務局提案の金額でいくのかどうか分かりませんが、まずはそういうところを進めていって、多分これは毎年見直し

れるんだろうなと思っております。

1つだけ資料の追加説明をお願いしたいんですが、資料3で港区は、工事200万円以上、委託100万円以上と決めてますよね。一応令和9年度からこういう金額でやろうという行政の意気込みなんでしょうけど。この金額設定についてどういうふうに思っているんでしょうか。

○契約管財課長

実は港区さんにおきましては、いわゆる公契約条例のような、労働報酬下限額を定めて、適用するというものを要綱という形で、平成27年度ごろから既にやられていたといった経緯がございます。

それが昨年度、条例化した際に、これまでやっていたというところもあるので、対象を広く設定したといったように認識をしております。

港区におきまして、いわゆる地方自治法施行令で定める、随意契約以外の競争入札に資するもの、板橋区であれば契約管財課案件になるものは、すべて対象にするといった形でやられるといったところでございますが、先ほど委員からもご発言いただきましたとおり運用の行政側の部分であったり、事業者さんの部分であったり、やはり事業者さん様々な事業規模の事業者さんおられますので、そのあたり、前田委員からご発言いただいた、できるところから始めるといったところで今事務局案として出させていただいたというところでございます。

○委員長

ありがとうございます。

だから、港区は遅いんじゃないかと実は早いんですね。そうするとその歴史の浅い我々が、いきなりこの金額だともろもろ弊害が出るのではないかというお話ではないかと思いました。

その他、いかがでしょうか。

それでは、まずということもございますが、議論をいただいた結果、工事または製造の請負契約については1億円以上、委託については1,000万円以上という形で決定するというところでよろしいでしょうか。

はい、それではその形で進めさせていただきます。

続けて議題3板橋区公契約条例の素案につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○契約管財課長

それでは議題3、板橋区公契約条例の素案につきまして、資料6に基づきましてご説明申し上げます。

今回作成いたしました素案は、前回までの検討を踏まえて作成しております。

なお、説明は、前回の骨子案と同様に幾つかの項目ごとに区切って、説明申し上げます。

また、資料2の骨子案と見比べながら、資料6をご覧くださいと思います。

まず第1条の目的でございますが、こちらは骨子案に記載しておりました4つの目的をそのまま記載してございます。

次に第2条の定義ですが、こちらも骨子案にありました(1)から(7)の定義をそのまま掲出してございます。

なお、先ほど議論いただきました対象契約の範囲につきましては、(3)のアにおいて、工事または製造の請負

契約のうち、予定価格が1億円以上のもの。またイにおいて、区が発注する工事または製造以外の請負及び業務委託のうち、予定価格が1,000万円以上のものであって規則で定めるものをといった形で、補足いただければと思います。

次に第3条の基本方針についてでございます。2ページ目をお開きください。

基本方針につきましては(1)から(6)まで、骨子案の内容をそのまま記載しているところでございます。

第1条から第3条の目的、定義、基本方針、説明以上となります。

○委員長

ありがとうございます。ここまでににつきまして質問や確認等ございましたらよろしくお願ひいたします。

○長谷川委員

資料6の第2条(5)特定受注関係者の意味なんですけれども、一次受注者を除くすべての受注関係者、という意味でよろしかったでしょうか。

○契約管財課長

特定受注関係者の中身については、アの区以外のものから特定公契約に係る業務の一部を請負または委託するもの。いわゆる下請け事業者、再委託事業者がすべて入るといったところ、またイの部分においては、労働者派遣事業として労働者派遣をする者というところで、それぞれ事業者を指しているといったところで理解してございます。

○平塚委員

第2条の定義の(3)で1億円、1,000万円というところが条例に記載されることになろうかとは思いますが、先ほど前田委員のところで、毎年見直しをする方向もあるのかというような旨の発言もあって、条例にする毎年見直しこの金額を変えると、議会を通さなくてはならないのかなというふうに思いますので、ここについては、柔軟性を持つために施行規則に金額を載せるとか、そういったことでの対応が可能なのでしょうか。施行規則ですと、検討委員会ではなくて、審議会のところでの議論で、金額の決定、変更ができるのかなというふうには感じますので、そこについて考えをお聞かせいただければと思います。

○契約管財課長

対象となる契約につきましては、資料に基づきご議論いただき、現時点での対象という形で見ていただいたかと思ひます。一方で、まず運用をスタートしてどういったような反応があるか。また、うまくいくこと、いかないこともそれぞれ出てくるやに考えてございますし、また、効果測定といったところも一定程度議論が必要かなと思ひてございます。

そのような中で、対象につきましては、公契約条例の考え方の非常に大きな部分だと思ひてございますので、事務局としては輕輕に広げてしまって、混乱が生じてはいけないということもあるかなという思ひで、こういったような案としてお示しをさせていただいたところでございます。

○委員長

今、もうちょっとフレキシブルな対応が可能か、というお話をいただいたかと思ひますがこの点についてはい

かがでしょうかね。

いろいろ議論が出てくるころだと思んですけども、これはこれとして当然考えなきゃいけないテーマだと思  
うんで最後、素案について一通りご説明いただいた後に、こういう点がまだ問題として残ってるという形の残  
し方をさせていただこうかなと思いますので、とりあえず先に素案の説明を進めて参りたいとます。今の点  
は、保留ということでもよろしく願いいたします。

では引き続き素案の説明よろしく願いいたします。

#### ○契約管財課長

では続きまして資料 6 の 2 ページ目第 4 条から第 6 条の、区の責務、受注者の責務、区内の事業者の活用  
につきましてご説明します。

まず、第 4 条の区の責務でございますが、先ほども見ていただきましたが、基本方針にのっとり、公契約に関  
する施策を総合的に策定し、実施する責務としてございます。

続いて第 5 条の受注者の責務でございますが、こちらは特定公契約のみではなく、広く公契約の受注者に求  
める部分というふうになってございます。

公契約を受注しているという社会的な責任を自覚していただき、法令遵守、公契約に関する施策への協力を  
求めるといったような内容になってございます。

また、労働者などへの適正な賃金の支払い、適正な労働条件の確保、労働環境の整備を求めるといった内容  
で記載してございます。

最後に、区内の事業者の活用になります。

公契約の受注者につきましては特定公契約に限らず、区内の事業者を活用することを求めるといったところ  
でございます。

こちらにつきましては、前回、委員から本店、支店の縛りについてご意見いただいたところでございますが、今  
のところ、そこを特に明確に書いているものではないといったところでご理解いただければと思います。

#### ○委員長

ただいまご説明いただいたところについて、質問確認ご意見等があればご発言ください。いかがでしょうか。

#### ○黒木委員

基本方針(5)なんですけど、区内事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資することってあり  
ますけど、これ前回も発言したんですけど、4 月に大型工事が 2 件ありまして、1 件は板橋本社でとりました  
けど、もう 1 件は他区の支店業者がとっております。

約 20 億円の物件ですので、こういう工事を他区の支店業者に取られると、我々本店業者としては非常に辛  
いんですけども、この対策というのは、豊島区のやり方ですと、基本的にすべてのランクで総合評価を実施  
し、本社の業者は加点ポイントを得られるというところで、特に大型物件の AB の業者が影響を受けておりま  
す。ここはぜひとも改正していただき、板橋区に本社のある事業者が取らないと、公契約条例も絵に描いた餅  
になりますので、具体的に検討していただければと思います。

○委員長

これもアンケートから見える課題等との平仄の合う部分なんだろうと思いますので、問題としてはもろもろ周辺事情も含め周辺に広がっていく部分について、まだまだ課題としてはあるということのようです。この点、区も認識はされてるという理解でよろしいでしょうか。

○契約管財課長

ご承知の通り、板橋区では入札条件として、本店または支店事業者、特に大きな案件であればあるほど、競争環境の確保の観点から本店または支店という形で、条件づけをさせていただきます。

一方で、本店事業者と支店事業者では、その受注制限の数が異なっているというところはございますけれども、やはり本店優遇をしっかりと欲しい、本店を育成するスタンスをしっかりと明確にして欲しいという形で前回もご意見いただいたところでございます。

板橋区では現在、全件総合評価方式での入札実施というスタンスではありませんが、本店事業者優遇の部分については、今いただいたご意見を踏まえて、公契約条例がしっかりと実現すべき形になるよう、区としてもしっかりと検討して、いい方向に変えていきたいというふうに考えてございます。

○中島委員

区内の事業者を優遇するというのは、競争入札において法律的に問題がないことだとして、また区内の事業者の方にとっては、自分たちが仕事を得るということは、非常に重要なので、それを推進したいというふうに思われるのは当然かと思っておりますけれども、区民からすれば、どこの事業者であろうとも、よいものを安く提供してくれればそれがいいと思うわけですね。

そういった観点からしたときに、区内の事業者を優遇するというのをどこまで、確かな根拠を持って言えるのかという問題があるかと思うんですけれども、このあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

○黒木委員

基本的には、その区市町村内に属する本社というの、ほぼ優先されております。

これやはり我々はそうなんですけど、板橋区だから板橋区の仕事は一生懸命やろうというのは、差別するわけじゃないんですけど、基本的に板橋区で生活しておりますので、いい仕事を安くしようという事業者が多く、お互い競争しております。

また、他区から来た業者にいい加減なことをやられたら、やっぱり区民としても大変ですので、総合評価制度によって、本社がここにあるということで加点をつけてるケースはかなりあります。

○契約管財課長

少し事務局の方から補足でございます。公の発注といったところだと、最小経費で最大効果というところが地方自治法にある考え方でございます。また、第1回の資料でもお示しをしておりますが、公の発注というのは価格競争を基本としているといった部分がございます。そのような中で、その条件付といったところにおいては、区においては東京都の共同運営サービスというのを活用しております、その中で、東京都内の本店事業者の格付があるというところでございます。

一方で、今委員からご発言ありましたとおり、それ以外のさらに細かいローカルな運用の部分におきましては、一定程度理由が立つ範囲において、いわゆる本店事業者の優遇が図られている自治体が一定数あるというようなご発言かと思えます。その理由といたしましては、例えば発災時における早期の対応といったところで、いわゆる地元の事業者さん、土木関係の重機を持つ事業者さんが、近くにあればあるほどその辺のリカバリが早いというような理屈から、いわゆる本店優遇を強くするといったような施策を取っている自治体もあるといったような状況を少し補足させていただきます。

#### ○瓜生委員

委託の話で恐縮なんですけども、今ですね本店の事業者ということで、いずれともなく埼玉県辺りからどんどん入ってきてまして、同じ会社が3つも4つも屋号をつくって、ダンピングして仕事を取りにきています。

さっき私が申し上げた、ダンピングして半額以下で取ったのは練馬の業者です。

これ本当に本店で営業所あるのかなっていう、業者さんも結構いるんですよ。

その辺をぜひ徹底していただきたいというのと、それから1つの会社が3つも4つも屋号を持って、或いは組合という形で、板橋区を荒らしに来ているというのは、特に私たちのようなビルの管理の委託で非常にそういうケースが多くて、今食べ物にされてる状態で、単価も無茶苦茶になってます。

そんな中で人を付けていい仕事をしてっていうのが、なかなか難しくなってきた状況なので、そこはぜひ認識をしていただきたい。

それともう1つ第6条についてですが、これ指定管理についてぜひこれお願いなんですけども、今、プレゼンのときに指定管理で区内業者を優遇するというので、区内業者を使うとプレゼンのとき、プラスポイントがついてると思うんで、それはぜひお願いします。なぜかという指定管理5年間続きますので、その中で人も育てられるし、企業のノウハウも蓄積できるという理由です。

ただ残念ながら指定管理は板橋区内に大きい会社がないので、ほとんどがJVでやっています。なので、そういった形で、自分ところで鏡をとれなくてもその中でいい仕事をして技術力を上げていくということはできると思っていますので、是非ともその辺をお願いしたいと思っています。

#### ○契約管財課長

今いただいたところも含めて、基本方針に基づいた運用をしていくといったところも基本方針で出させていただいた部分でございます。

委託につきましてご指摘もいただきましたが、なかなか事業の範囲が広く、区内の事業者、或いは本店、支店事業者だけではできないこともございまして、いわゆる区外事業者を含めての指名といった形で実施してる事実もございます。

今いただいた課題認識というのを十分踏まえた上で、今後もしっかり方策を検討して参りたいと思います。ありがとうございます。

#### ○木村委員

先ほどの中島委員の質問、それを受けた黒木委員の回答に、ちょっと違う側面から補足という形になるんで

すが、区民の立場からすると、安くいいサービスがあれば、区内業者関係ないんじゃないのっていうのもご最もな部分もあろうかと思います。

先ほど事務局からも説明いただいたように、確かに防災協定に基づく、発災時、緊急時の駆けつけというのは、区内の土木及び建設事業者の必要性、これを区も感じていただいているところだと思いますし、我々もそれに基ついで防災訓練をしたり、トラック重機の台数を区に提示したり、そういった事を行っております。

一方で、支店と本店という話でいうと、刻々と変わってるんで正確な数字ではないですけど、23区及び三多摩を含めると6割から7割が、区内業者のみ若しくは、市内業者のみの入札をしています。

言い換えれば、我々板橋区の本店業者は、他の区に入札ができないことの方が多い。

支店を出すのは勝手だけでも、出しても入札に参加できないという状況。

板橋区はそこら辺が比較的、23区の中では容易に支店を出して、一定要件を満たせば、区内事業者に比べれば同時受注が3本じゃなくて1本までとなっていますが、大きい工事になれば1本取れば十分なので、そういったことから言うと、先ほど瓜生委員もおっしゃったように、練馬の本社の会社が板橋に支店なんて普通じゃないんですよ。言うなれば、入札のための戦略的支店を出している。

これが大阪や北海道や九州の事業者であれば、都内に民間の仕事が多いから、支店を出した。それがたまたま板橋区だと、これは理解できます。

あと業界的に重機だとか置き場の問題で、埼玉に本社を移した土木関係の会社さんたち、かつては板橋に本社があったけども、資材置き場の関係で本社所在地が埼玉になった、けど板橋に支店はあるよ、そういう面では土木さんなんかは、支店業者さん多いと思います。支店業者さんをなしにしたら多分、土木の入札成り立たなくなるのかなっていう気もします。

ただし建築設備、電気等、本店業者でかなりの数があるので、やはりそういう中で板橋に支店業者さんを出せるということは、もともと本店がある他区においても、経済規模、経営規模においてもかなり力のある会社だから、たとえマンションの1室であるとは言え、支店を出して事務員を置くことができるわけなんで、そういった意味の戦略的支店を出しやすいような、また、本店で社員雇ってる我々よりも安く、応札できる可能性が高いので、区内の事業者って言い方を、この第6条だと、そういうふうにかざるをえないのはわかりますし、ある程度入札の競争性を担保するために支店業者の数というのも、傍目では見られてるのかなと思っておりますが、であるならば同時に、戦略的支店は排除するような、ちゃんとした支店ならしょうがないんですけども、そういったのも同時に考えていただきたいなと思います。

○委員長

だんだんとですね、公契約条例というところから入札制度全体にいろんな問題があるんだということが、すごく見えてきてるかなという感じがします。ただ、この問題点のご指摘は極めて重要な点だと思いますので区のほうも、トータル的に今回のことからいろいろ考えられるところがあるのであれば、今後も引き続きということにはなろうかと思いますがいかがですかね。

○契約管財課長

ご意見いただいた中で、いわゆる本店支店調査というのは、毎年やらせていただいております、実際に実体  
がなかった支店は入札資格を止めているというところもございますし、運用も今年度から少し厳しくしている  
部分もございます。

そういった中において、しっかり競争性を担保しつつ、いわゆる本店事業者さんをしっかりと応援していく、そ  
ういった姿勢をお示していくことが、非常に重要なところだなと思っているところでございます。

その他、本日も様々ご意見いただいた部分でございますので、どういったところから手をつけていけるか、し  
っかりブレークダウンしながら、着実に展開していきたいと思っております。

○平塚委員

条文の文章の関係なんですが、第5条の第2項と第6条の最後のところに、努めるものとするというふんわり  
とした義務規定みたいな文言になってるんですが、ここについては、区の態度をはっきりさせるためにも、努  
めなければならないというような文言にしてはいかがでしょうか。

○契約管財課長

ご指摘いただいた部分につきましては、努めなければならないというようにところで、意味合いを大きく失  
わせるものではないというふうに考えておりますので、この委員会のご意見として修正するというところであ  
れば、問題ない部分と思っております。

○委員長

努めなければならない、でいいんじゃないかなという気はしますね。

○総務部長

今の努めるものとするのところはいわゆる努力義務というか、努力規定ということで、努めなければならない  
の方が少し強い印象がありますので、ご意見については承りまして、最終条文の策定のところでは、区のほう  
でも、いわゆる法務担当の方に、区の他の条例のつくりとあわせながら少し調整する必要がございますので、  
もし、戻ってしまうようなことがあればちゃんと検討会のほうでお伝えしたいですし、原則としては今のご意見  
を踏まえた上で、条例調整に入りたいというふうに思います。

○委員長

調整のレベルとしての話ということでよろしいような気はいたします。

他よろしいでしょうか。

そしたら、先に行かせていただきます。

引き続き素案のご説明のほうよろしく願いいたします。

○契約管財課長

それでは続きまして第7条の労働報酬下限額、第8条の労働報酬下限額の決定、少し飛びまして第16条  
の公契約審議会の設置についてでございます。

まず第7条の労働報酬下限額についてでございますが、基本的に骨子案と同様としてございます。

一方、第2条の定義の部分と合うように修正しておりますので、そのあたりご確認いただければと思います。

また第 8 条の労働報酬関係の決定につきましても、素案から言葉の定義のところを少し合わせるような形に  
してございます。

こちらにございますとおり、(1)では、農水省国交省が決定する公共工事の積算に用いるための労務単価、い  
わゆる設計労務単価と呼ばれるもの。

また(2)工事以外の部分については、最低賃金法に規定する、地域別最低賃金及びその他公的機関が定め  
る基準をもとに、下限額を決定することとするといったところでございます。また、この労働報酬下限額を定め  
ようとするときは、あらかじめ第 16 条に規定する審議会の意見を聞かなければならないこととし、定めた場  
合はこれを告示するものとしております。次に今出てきた第 16 条の審議会の設置についてでございます。こ  
ちらについては 4 ページをご覧ください。

こちらの審議会設置につきましては、骨子と大きな変更ございません。

(1)から(3)の関係者のうち各 2 人以内、合計 6 人以内の組織で考えているところでございます。第 7 条、  
第 8 条、第 16 条の内容は以上でございます。

○委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、今の条文につきまして質問確認、ご意見等があればよろしくお願ひいたします。

○中島委員

第 8 条の下限額の決定のところですけども、工事などについては、設計労務単価を勘案する、それ以外に  
ついては最低賃金等を勘案する、その上で、審議会が意見を述べて、区長が決定すると、このストーリー自体  
はわかる話なんですけれども、より具体的に、今回も資料 3 として出てきておりますけれども、下の方、労働  
報酬下限額のところ、工事の職種別設計労務単価については渋谷区の場合でしたら 90%ということになっ  
ているわけですけども、板橋区でもこういうような、パーセンテージを、施行細則というところで定めるので  
しょうか。

○契約管財課長

労働報酬下限額につきましては、定めた場合に告示するといったところでございます。そのため毎年度、告示  
がされていくといったところでございまして、いわゆるこの条例に基づく条例施行規則の中でも、幾らという  
ところは言わずに、告示によって公にしていくといった性質であるというふうにご理解いただければと思います。

○中島委員

他の区の話になるわけですけども、90%等ということ定めているというのは、こういうふう定めなけれ  
ば賃金が 90%を下回ってしまうという想定があって、それを避けるために 90%という数字を出してきてい  
るという、そういう認識でよろしいんでしょうか。

○契約管財課長

ご認識いただいているとおりでと思います。

○中島委員

設計労務単価というものが、農水省、それから国交省によって定められているわけだけでも、実際としては、それを下回る賃金が支払われる事態になっていて、それを避けるために、せめて90%以上にはして欲しいというふうに定めると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○契約管財課長

軽作業員については70%という形の設定もごございますが、基本的には、ご認識いただいているとおりでございます。一方で区の方でも毎年労働環境チェックシートで、実際の案件に関わる一番低い賃金の方は幾らですかという形でお聞きしております。設計労務単価も工種ごとに単価が決まっておりますので、そこを見比べると、平均で大体7割程度にとどまっているというところもごございます。一方で、設計労務単価を超えてお支払いされているという実態もごございますので、その下限を定めるといったところが、今回の趣旨であるというふうにご認識いただければと思います。

○中島委員

農水省などが定めている設計労務単価というのは、市場の実勢を調べた賃金水準であるというような説明がなされるわけですが、実際は大きくかけ離れてしまっているということですか。

○契約管財課長

実際にはその設計労務単価の7割程度の支払いとなっている例もあるといった形で、把握してるところでございます。

○中島委員

そういう意味では設計労務単価っていうのは実態とかけ離れているという意味で、頼りにならない数字ともいえるわけですが、やはりこの労務単価の何%っていう形で、下限額を決めていくというやり方が、利口なやり方であるということなんでしょうかね。

○契約管財課長

失礼しました。主に我々のほうで使っているのは国土交通省が、毎年2月に公表する設計労務単価となります。それ自体は、今の実勢を反映しているものとなります。

主に公共工事を設計する際の労務単価としてこの数字を使うようにという形で、出ているものとなりまして、労務費の基準というふうにもなっております。一方でこれ以外の部分ですと最低賃金法に基づく部分しかないといったような実情でございますので、この設計労務単価につきましては、実際にこれよりも多く支払っている場合もあるという形で、前回の検討委員会でご発言いただきましたが、それぞれの職種においての公の単価であるといったような認識のもとに、そちらを用いて、まず設定するのが最も確からしいのではないかというふうに考えてございます。

○委員長

ありがとうございます。

他の区も全部そういうことなんですかね。

○契約管財課長

他の区も同様に、基本的に工事については設計労務単価の何%という形で、それぞれの職種ごとに、1時間当たり幾らという形で毎年出ているといった形でございます。

○委員長

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

では引き続き説明の方、続けていただいてもよろしいでしょうか。

○契約管財課長

では続きまして第9条、特定公契約に約定する事項でございます。

こちらは先ほど第7条第1項で規定する労働報酬下限額以上の支払いの他、別表に掲げる事項約定するものとするとといった形でございます。

別表は資料6の最終ページにございますので、ご覧いただければと思います。

1号から15号までございまして、左側に項目、右側に詳細説明という形の資料になります。

資料2の骨子案2ページ目、項番9、対象契約において約定する事項の部分ですが、こちらと対応するような形になってございまして、骨子案のところでは、簡単に一言説明をさせていただいたところでございますが、実際に条文の形になると、このような説明が付されるといったようにご理解いただければと思います。

前回、議論いただいた内容の箇所でございます。まず(3)の連帯責任、労働報酬に関わる、特定受注者の連帯責任において、支払いがされていないときに特定受注者は特定受注関係者と連帯し、その差額に相当する額を支払うものとするといった形、いわゆる連帯責任条項などと言われるものでございます。

次に(4)労働条件の区長への報告では、特定労働者などの労働条件を区長へ報告することとしてございます。方法としては先だっでご議論いただいたチェックシート方式で考えてございます。本日の資料にもございますので、後程ご確認いただければと思います。

次に(5)特定労働者等への周知、では、特定受注者が、アからオの内容を労働者に周知するといった、義務と方法をお示ししてございます。

アの条例が適用される特定労働者等の範囲、イの労働報酬下限額、ウの第3号の規定内容、この第3号は、別表の(3)のことでございます。エの第10条は、条文本体の第10条の規定による申出をする場合の連絡先、オの第11条に規定される不利益取り扱いの禁止、この5つの項目について周知をしなければならないといった形の規定になってございます。

次に(14)特定受注関係者と締結する契約ですが、いわゆる元請から下請けに対して契約を締結する際には、当該約定事項を遵守するよう、約定しなければならないといったところを規定してるところでございます。

最後(15)継続雇用につきましては、前回確認した通り努力義務として掲載してございます。

その他の内容につきましては条文の内容と一致するように記載してございますので、ご確認いただければと思います。

特定公契約において約定する事項につきましては、以上でございます。

○委員長

はい、ありがとうございました。

それではここまでにつきまして、質問、確認、意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

○長谷川委員

別表の(3)の文言についてですが、ここだけなぜか支払うものとする、となってるんですが、それ以外はしなければならぬことになっていて、この(3)が、ものとする、ことになってることってというのは何か意図があるのでしょうか。できれば合わせたほうがよろしいのかなというふうに思います。

○契約管財課長

文言確認をさせていただければと思います。

○委員長

その他、いかがでしょうか。

そうしましたら引き続き素案の説明のほうよろしくお願いいたします。

○契約管財課長

それでは、第10条、第11条、第12条でございます。

第10条が特定労働者等の申出になりまして、特定労働者等が労働報酬下限額を下回る労働報酬であった場合、その旨を申し出ることができることを規定したものでございます。

また、第11条につきましては、当該申し出をしたことによる不利益取り扱いの禁止。

第12条は第10条の規定による申し出があったとき、またはこの条例により約定した事項の遵守状況を確認する必要があると認められるときは、特定受注者もしくは特定受注関係者に対して必要な報告を求め、場合によっては区職員もしくは区が委託した事業者が立ち入り調査をすることができるように定めたものとなっております。

また第2項といたしまして、身分証の携帯及び求められたときの提示、第3項といたしまして、犯罪捜査のために認められてもと解釈してはならないといった形でございまして、こちらにつきましては、いわゆる従前の先行区の状況なども参考にしながら、案としてまとめさせていただいたものでございます。

○委員長

ありがとうございました。第10条、第11条、第12条、ここまでにつきまして質問、確認、意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

○長谷川委員

第12条の報告及び立ち入り調査の部分で、通常であれば、先ほどの第7条の労働報酬下限額の支払い報告といった部分が出てくるかと思うんですけども、この文言にある必要な報告の部分に入っているのか、或いは、別表の(8)の報告及び立ち入り調査への対応の部分の、文言の解釈に入るものなのか、こちら具体的に書いた方がよいかと思うんですけども、何か包括的な意味合いがあるのか見解をお聞きしたいなと思います。

○契約管財課長

こちらにある必要な報告でございますが、チェックシートの報告以外に例えば、支払いがされていないとされたときの、実際の支払い状況の報告という意味合いでつけておりますので、例えば、よりふさわしい案などがありましたら、ぜひご提示いただければなというふうに考えております。

○長谷川委員

わかりました。

ちょっと他区のほうも見てみて、もし何かあれば、ご報告させていただきます。

○委員長

ありがとうございます。

その他よろしいでしょうか。

そうでしたら、引き続き第 13 条以下よろしく願いいたします。

○契約管財課長

それでは、第 13 条から第 15 条及び第 17 条につきまして、説明申し上げます。

まず、第 13 条の是正措置では、立ち入り調査等の結果、違反が認められたときには、特定受注者に対して、速やかに違反を是正するための必要な措置を講ずるよう求めることができるとしておりまして、特定受注者は区から求めがあったときは速やかに違反を是正するまたはその他必要な措置を講じた上で、結果を報告するといった形で、迅速な解決を目指しているものでございます。

続きまして第 14 条の特定公契約の解除等では、次の場合に解除等を行うことができる、といった形で、規定しておりまして、第 2 項では解除等によって、区が責任を負わないというところ、第 3 条によっては解除したときの違約金の支払いを求めることができるというふうにしてございます。

続きまして第 15 条の公表についてでございます。こちらは対象契約を解除した場合または契約の期間の終了後に、違反していることが判明した場合、その旨を公表することができるといった規定です。最後に、第 17 条の委任については、計画の施行に関して必要な事項は規則で定めるといったところで施行規則の制定について、通常、定めているところでございます。

○委員長

それでは今の部分でご意見ご質問等あれば、ご発言いただければと思いますいかがでしょうか。

○平塚委員

第 14 条のところなんですけども、特定契約の解除等と、等というのをつけたのは、解除の他に何か考えているのでしょうか。また、不適格業者を排除するためにも、指名停止等の厳罰規定なんかもあれば、不適格業者を排除する強いものになるかなというふうに感じます。

○契約管財課長

こちらの解除等の等につきましては、いわゆる必要な措置について少し含みを持たせたところでございます。

基本的には、解除というところがメインになってくるのかなというふうに思っております。また、将来にわたる措置としての指名停止というところの扱いにつきましては、区のほうで別に指名停止の要綱を持ってございます

ので、扱うとするとそちらのほうでの業務になってくるかなと思っております。

違反した場合のいわゆるペナルティとしての解除を、違約金、損害賠償の支払いといったところで、条例の案として示してございますが、将来的な指名停止も含めて、実施をすべきだといったところまで行くかどうか、そういったところは、ぜひご議論が必要な部分かなというふうには考えております。

○長谷川委員

指名停止については、指名停止することが目的ではなくて、ある意味抑止力といいましょうか、そういった部分がかかなり意味合いとしては強いと思うので、私個人的には必要なものかなというふうに思います。

○委員長

これ解除等の等なんですけどちょっと気になり始めまして、何が入りますかね。

是正措置とか、そういう話を一応考えてらっしゃるんですかね、ちょっと今確認をしましょう。

○契約管財課長

いずれかに該当するときは解除等を行うことができるといった形で、第1項の1号2号3号が、解除の要件となっておりますので、こちらについては等がない形の方が、ふさわしい案となっているかもしれません。申しわけございません。

○委員長

第14条の第1項だけに係る話が解除で、第2項が賠償責任、第3項が違約金という立て付けですね。そうすると等があったら、指名停止が入るんじゃないかとか言われるとまたこれも大変なことになるかと思えますので、その文言の整理だけ今、我々のほうでしましょう。第1項は解除、第2項は損害賠償、第3項は違約金の話なんで、等ではなくてよきそうな感じになりますかね。

○契約管財課長

そうですね、こちらの見だしについては、特定公契約の解除等という形で、第14条の第2項、第3項で、損害賠償の免責及び違約金の支払いを、定めておりますので、冒頭のこのタイトルは解除等でそのままになるかと思いますが、第14条1項については、等がない形が正しい表現かなと思いますので、そちらのほうに改めさせていただきます。

○委員長

第3項にも解除等がありますね。それはどうなりますか。

○契約管財課長

大変すみません、そうですねこちらの第3項についても等がない形が正しい表現かなというふうに思っております。大変失礼いたしました。

○委員長

ありがとうございます。

指名停止については、他区はどうなのでしょう。

○契約管財課長

他区においても、いわゆる公契約条例に指名停止まで言及されているものは、現時点においては、私の中で確認はできておりません。

また指名停止につきましては、板橋区の指名停止要綱というのを別で持っておりますので、そちらの方で整理することになるのかなと思います。いわゆる指名停止ですと信用失墜行為にあたる談合や、独禁法に違反したですとか、理由なく区の契約を途中で辞退したなどの場合に適用されることとなりますが、そういった中に入るのであれば、そういったご議論が必要かなというふうにとらえているところでございます。

○委員長

要するに、抑止項の意味でとりあえず載せておくという意味で文言に入れるっていう考えもあれば、信用失墜行為の部分を含めた別規定に譲るっていう考えもないわけではないんだろうなと思うと、この場でこの条例をつくったからといって、道がふさがれるわけではないということもあろうかなというふうには思います。あと他区では、書いていないところが多いということのようですね。

○木村委員

今、板橋区の指名停止要綱を見ていたんですけど、不誠実な行為って理由で、指名停止にできるようになっているので、ここには書かなくていいのかなって思いました。

○委員長

もう一度今の文言を読み上げてもらってもいいですか。

○木村委員

以下のことがあった場合は、指名停止できるとされていて、その中の一つに不誠実な行為、落札を正当な理由がなく契約を締結しない場合やその他不正行為ということで、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合、1ヶ月以上12ヶ月以内みたいに書いてあります。

なので、公契約条例が制定されて、その罰則を受けるようなことがあれば、それはこっちにも、波及させることは容易にできるし、するしないもあって、必ず導入しなきゃならないみたいにする必要はないのかなと思いますけどね。契約解除された時点で、かなりなペナルティではあると思うので。

○委員長

はい、木村委員よくわかりました。

○契約管財課長

そういったような中で基本的に条例とか約定条項に基づく解除であれば、かなり影響として大きいというところになるので、それをもとに、指名停止の運用をするといったようなところは、十分考えられる部分かなと思ってございます。

この条文の中に書き込む内容としては、少しフィールドが違うといったところにはなりますが、引き取れる部分は考えとしてあるのかなというふうに思っております。

○委員長

今、とりあえずバスケット条項的なところで拾えそうだというところはコンセンサスとしてもありますけど、抑止

項的に入れておくのも意味があるんじゃないかというのも十分積極的な意見だと思いますので、ちょっと次回、もう1回議論させてもらおうかなというふうに思いますよろしくをお願いします。

○長谷川委員

この第17条までの部分ではないんですけれども、今回の条例の中で、契約の適応の時期とか、或いはその施工適用の部分について、条文に載せなくてもよいのか、お伺いしたいと思います。

○契約管財課長

こちらまずは骨子案から素案の形にしたというところで、いわゆる完全な条例の形にはなっていないところでございます。

一方で条例であれば当然いつから施行されるというところを記載するのは当然の部分になります。

なお、第1回でスケジュールを示させていただいた通りいけば、今年度の第3定例会で、提案したいというふうに考えているところでございます。

その場合、最速で令和9年4月からの適用になってくるのかなというふうに思っています。

○木村委員

承知しました。

○委員長

今一応、素案を確認していただいたところで、次回持ち越しの点の確認を、もう一度皆さんとさせていただきたいと思います。

1点目が、1億円か1,000万円かという形で金額を先ほど、条例中に書くという形のところで、もう少しフレキシブルな対応というのが可能なのではないかというご意見が出ましたので、この点、次回事務局さんのほうから、いろいろ調べたことも含めて、またここでもう1回議論をさせていただければなというふうに思っています。

2点目が、指名停止の件です。ここについてもそれぞれ出た意見、すべてごもっともなところなんで、他区との関係等々も調べていただきながらもう一度議論をさせていただこうかと思います。

3点目、条文の精査をしなきゃいけない点というのが幾つかあって、努めるものとするという表現の話や、12条の立入調査のところ、それから別表の第9条のところでは、(1)(2)等々との関係で(3)だけ文言の形が違うんじゃないかと。支払うものとするってというのは違うんじゃないかという話があったんで、その辺の精査はまた次回、ご発表いただくということにしたいと思います。

その他出た意見なんですけれども重々理解は深まってよかったんですが、基本、入札制度そのものを広くとらえる感じの議論が多かったかなというふうに思っていますので、その入札制度自体に関わる問題ということは、区のほうにもしっかりとご認識をいただくということがまずは大事な部分なのかなと。公契約条例云々という部分からちょっと離れるかと思いますが、いずれにしても、今の点は次回確認。それから、法律上の文言との整合性、立て付けについては次回ご発表いただいて、また議論を深めていきたいなというふうに思います。

ということで素案については、以上のまとめにします。

○契約管財課長

ありがとうございました。

本日ご議論いただいた点、ご指摘いただいた点を踏まえた上で、次回試案を修正したものを説明をさせていただきます。

それでは、最後に資料 7 と 8 をご用意いただければと思います。

こちらは、特定労働者等の労働状況を報告するための書式、いわゆるチェックシートと言われるものとなっております。報告については事務負担を抑えるため賃金台帳でなくチェックシート方式がいいのではないかとのご意見いただいた中で、区で実施しております労働環境チェックシートをベースにして作成してございます。契約件名、締約番号、受託者情報などをお書きいただき、確認事項に対して該当箇所丸をつけていただくといった内容になっております。

また資料 7 が委託・指定管理用、資料 8 が工事請負用といったところになってございます。今回、労働環境チェックシートに追加しまして 5 番の約定事項の遵守というのが、追加になってございます。事業者委員の皆様におかれましては、見たことのある書式かなと思ってございますが、こういったものを案として考えているといったところでございます。

○委員長

それでは今ご説明のありました内容についてご意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

○瓜生委員

現在使われている労働環境チェックシートに、5 番が足されたという認識でよろしいですかね。ほとんど一緒かなって今思ったんですけど。

○契約管財課長

ご認識の通り、現行使っているものに 5 番が追加になったといったところでございます。今回違うのが、労働報酬下限額や、特定労働者への周知といったところが、追加になっているといった形でご認識ください。

○瓜生委員

ありがとうございます。

指定管理の監査は結構厳しくて、社労士さんが何人も入っているということなので、これなんか最賃別に上げなくても大丈夫かなと指定管理に関しては思ったりするんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○契約管財課長

指定管理者の監査については、別のところで所管をしておりますので、意見として申し伝えさせていただきたいと思います。一方で、当然関係法令を遵守しているかどうかのチェックといった形では、非常に大事な部分をやっているというふうに認識してございますので、ご苦勞をおかけしているところだと思っておりますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

○前田委員

資料7、8についてですが、回答の仕方は、はい、いいえだけですよね。書式は現在の労働環境チェックシートとほぼ同じということですが、現在、労働環境チェックシートを実施していて、このあたりの、その回答状況で、いいえというのものもあるのでしょうか。その辺を確認したいんですが。

○契約管財課長

実際ですね、事業者さんのその認識状況といったところでは、例えばいいえという回答があった場合は、どういったような状況かとお尋ねして、それはこういう理由ですと、説明していただくという事例はございますが、基本的にすべての関係法令を遵守しているといったところでございます。

事業者さんによっては、なかなかこの労働関係法令の熟知状況について、まだら状況であるといったようなところもございますので、今回委託については1,000万円以上を対象としたところでございますが、こういったようなものをちゃんと出していただくことによって、遵法状況をセルフチェックも含めていただいている状況かなというふうに捉えております。

○前田委員

わかりました。ありがとうございます。

○木村委員

この資料7、8のことで確認なんですけど、工事請負用の方は、公契約条例ができるのと、1億円以上しか出さなくていいことになるのでしょうか。

○契約管財課長

現在の労働環境チェックシートでは3,000万円以上のものを対象とさせていただいております。そちらは、この議論が始まる前の令和5年度からスタートしたものでございますので、当時の議論としてはちょっと定かではないのですが、一般競争入札の対象となるものとして3,000万円以上としたのかなというふうに推測いたします。

一方、公契約条例の対象を1億円以上とするといったことから、対象とする金額を変更させていただき、一方で5番が加わっているといったところでご認識いただければと思います。

○平塚委員

公契約条例が導入されると1億円以上でしかこのチェックシートが提出されないとのことですが、労働報酬の支払いの(7)のところでも金額も出されてるかと思いますので、公契約条例の適用のところと、1億円以下のところでの金額の差というのも見比べて、今後条例を広げるための資料として適用できるのではないかと今思ったんですね。

そこについて、木村委員、黒木委員のところでも、仕事は増えるかとは思いますが、できれば3,000万円以上のところで、継続して提出を求めていったほうがよからうかというふうには感じます。

○木村委員

平塚委員がおっしゃる通りこの報告書程度の内容であれば、1億円以下の工事についても、5番を除く形で又は、現行のチェックシートの提出を続けていっても、それほど負担にはならないのではないかと個人的には

思います。

○契約管財課長

ありがとうございます。

そういったようなところであれば令和5年度から要綱で始めたものでありますけれども、そこについては、この公契約条例のスタートと労働環境チェックシートの対象は重複しないというところにはなりますので、そのあたり実情の把握といったところができますので、そういったことを考えていきたいと思います。

またこちら労働環境チェックシートについて1,000万円以上の委託契約については、依頼はさせていただいております。

指定管理に加えて、1,000万円以上の委託については、こちらと同じような5番を抜いたようなシートの提出をお願いして、昨年度も多くの事業者さんから提出をいただいているというところでございます。

○委員長

今のこの3,000万円以上のチェックシートっていうのは何か規定があるんですけど。

運用ですか。

○契約管財課長

今の労働環境チェックシートとしては、要綱で実施しているというところになりますので、非常に罰則もゆるいというか、区の事業として実施をしているといったところでございました。

○委員長

でも要綱ではそうなるとすると、公契約条例をつくったとしてもその要綱はつぶさない限りは生きてるままになるんじゃないですか。

○契約管財課長

一方で、そうしますと、1億円以上の事業者ではチェックシートが2種類いく形になってしまうので、どちらにしてもその要綱の変更は必要かなというふうには捉えております。

○委員長

そうすると、別な形でもうひと議論そこはあるんでしょうね。

ですから、そこはまたどちらがいいのかという議論が必要な気もするので、区のほうにも整理をしていただいてという形にさせてもらえるといいんじゃないでしょうかね。よろしいですかね。

○契約管財課長

ありがとうございます。

○委員長

他は、いかがでしょうか。確かに日々やっつけらっしゃる方々だといろいろ感じるところがあるので、十分理解できる場所だと思います。

○長谷川委員

勉強がてら教えていただきたいんですけども、2番の(5)で、賃金について通貨で全額をって書いてある

んですがこの通貨っていうのは、現金及び預金でしかないんですね。何か意味合いからすると、現金払いっていう意味なのか、この文言の使用の仕方としてどうなのかなっていうふうに思ったのでこら辺の解釈を教えてくださいなと思ひまして。

○契約管財課長

こちらは現物ではなく、あくまで通貨をもって支払いをしているといったところでございます。関係法令から持ってきてる言い方かとも思ひますが、今回公契約条例をスタートするにあたって文言としておかしいようであれば、このあたりも法規部門と相談して調整したいと思ひます。ありがとうございます。

○瓜生委員

委託に関して、どうせなら1,000万円以上だけじゃなくて、1,000万円以下でもアンケートを取ってみてもいいのかなど。もちろん面倒だと思うんですが、普通に言ってこれごく当たり前のことなので、書いてみてもらったらどうかなって。最低価格の件にも関係してくるんですけど、これを書くことによって適正賃金かどうか見えてくる気がするんですよ。ただ資料として面倒くさいと思うので、書く方も嫌がるんじゃないかなっていうこともあるんですけど、その辺何か検討の余地があるかどうかお聞かせください。

○契約管財課長

全体の事務量の中での部分にはなるかなと思ひてございます。今、瓜生委員からいただいた視点は非常に大事な部分あるかと思ひますので、そちらについては、検討させていただきますといったところと、先ほど長谷川委員から質問のあった件ですが、労働基準法24条で賃金の支払いという項目ございまして、こちらで、第24条の第1項で賃金は通貨で直接労働者にその全額を支払わなければならないと記載されておりますので、この労働基準法第24条第1項をそのまま持ってきているといった形でございます。

この点踏まえて検討させていただきます。

○長谷川委員

はい、ありがとうございます。見てチェックする人がぱっとわかりやすいほうが一番いいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員長

ありがとうございます。「通貨で」を取ってしまうても意味が通るかもしれませんね。

他よろしければ最後、今後のスケジュールについて事務局より確認をしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○契約管財課長

本日も、ご議論ありがとうございます。

次回第4回の検討会が6月24日水曜日の10時から12時を予定してございます。

第4回では、今回の検討結果をもとに条例の素案を修正いたしまして、改めてお示しさせていただきます。

また併せまして、6月下旬からパブリックコメントの実施を予定してございますので、そちらに向けての確認をお願ひできればと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○委員長

ありがとうございました。

他、何かご意見ご質問等大丈夫でしょうか。

○長谷川委員

すみません、最後の最後に申しわけないです。

冒頭の振り返りの部分で、複数年のインフレスライド条項の部分で、他地区ではやってると、例えば最賃上回ったときに限って適用してるというお話だったんですけども、そこら辺に関してはもうそれで決まりなのか、それともまだこれから検討の余地があるのか。それだけ確認させてください。

○契約管財課長

工事請負契約についてはインフレスライド条項の対象契約につきましては、単品スライドを含めて対象になっています。一方で、委託を含めた長期継続契約についてはその適用が現在ないといったところがございます。こちらについては、委託契約ないし長期継続契約全体での議論というか確認が必要な内容かなと思ってございますので、公契約条例だけを対象にしてしまうとそこだけになってしまう部分もございますので、少し全体での課題整理が必要かなと。価格転嫁といったところでは、社会的な要望もございますので、現時点においてすぐ即答できるものではないんですが、課題の分析をしながら、どういったようなところをすれば実現できるか否かしっかり研究検討して参りたいと思います。

○長谷川委員

ありがとうございます。或いは品質の部分であったりとか、いろいろ他にも枝葉の議論があると思いますので、そちらはまた別のテーブルというか、分科会になるのかわからないんですけども、そういった部分で、ぜひ検討いただければと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長

ありがとうございます。

問題意識としてはしっかり持っているということかと思えます。

では、本日もご協力ありがとうございました。

次回に向けて、また、皆さん、ご検討の方よろしく願いいたします。